

社研プロジェクト（重本グループ）一般公開

# 龍谷大学社会科学研究所 2009年度共同研究会

## シンポジウム

<テーマ>

### 「CSR(企業の社会的責任)の観点から問う強制連行問題」

本年度第1回目の共同研究会を下記の内容で開催いたします。ご参加下さい。

記

日時：2009年7月11日（土）13：30から17：00まで

場所：龍谷大学深草学舎・紫英館2階大会議室

共催：強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

協力：「韓国併合」100年市民ネットワーク、市民科学研究所

プログラム：

1) 「日本の戦後補償裁判の現状と企業責任について」

奥村秀二氏（日本製鉄元徴用工裁判弁護団・弁護士）

2) 「韓国における被害者補償の現状と今後の課題」

張完翼氏（太平洋戦争犠牲者補償推進協議会・弁護士）

3) 「企業が果たすべき経済的責任と戦後補償責任について」

重本直利（龍谷大学経営学部）

コーディネーター 強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

<問い合わせ先>

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学 社会科学研究所

TEL：075-645-7875 FAX：075-643-8510

重本研究室（eメール）：sigemoto@biz.ryukoku.ac.jp

# 日本の戦後補償裁判の現状と企業責任について

2009.7.11 弁護士 奥村秀二

## 第1 日本の戦後補償裁判の現状

### 1 2007年4月27日最高裁判決前の到達点

1990年代から、太平洋戦争中に日本軍や日本企業が行った違法行為による損害について、日本国及び日本企業の責任を問う訴訟が、日本各地の裁判所の対し多数提起されてきた。

戦後の加害行為が認められる事案についてはその請求を認めた下級審判決（注1）があつた他は、日本の裁判所は、国際法上の請求については個人請求権はないとして、国内法に基づく請求については、日本国に関しては国家無責任の法理、日本企業については時効・除斥によりその責任を排除する判断を行つてきた。

ところが、2003年7月22日の東京高裁判決【アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟】が、国家無責任の法理を否定した前後に、同法理を否定する判決が相次いだ（注2）。他方時効・除斥についても、2002年4月26日の福岡地裁判決【中国人強制連行・福岡訴訟】、新潟地裁2004年3月26日判決【中国人強制連行・新潟訴訟】、広島高裁2004年7月9日判決【西松建設事件】が、相次いで日本企業の不法行為や安全配慮義務違反を認め、除斥期間の適用制限、消滅時効の援用排除を認めて損害賠償を命じた（注3）。

以上の通り、戦後補償裁判について、壁となっていた国家無責任の法理、時効・除斥についていずれもこれらを否定する判断が相次ぐとともに、実際に日本国や日本企業に対し、損害賠償金の支払いを命じる判決がなされるに至つてゐた。特に、2004年の広島高裁判決により高裁レベルで日本企業の損害賠償責任が認められ、その上告審判断が戦後補償裁判の帰趨にかかわるものとして注目されていた。

### 2 2007年4月27日最高裁判決の内容とその問題点

（1）前項のような状況の中で、最高裁は、上記西松事件について、被告日本企業の上告受理申立理由の内、日華平和条約・日中共同宣言の解釈に関する部分を上告審として受理し、2007年4月27日、「日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れないこととなる。」という判断をした。

この判決の狙いについては、最高裁調査官自身が以下の通り述べているところである（注4）。すなわち、戦後補償裁判は、「平和条約による請求権放棄の法的な意味など、基本的な法律問題が未決着のまま残されていた上、例えば、国家無答責の法理のようにかつては当然のことと考えられていた理解に疑問を提起する裁判例が次々と現れるなど、議論はむしろ拡散する傾向にあるとさえいえる状況にあった」。これに対し、

本判決は、「サンフランシスコ平和条約の当事国、請求権放棄条項を含む二国間平和条約等の当事国の国民が提起する戦争遂行過程の違法行為追求型の事件に広く妥当することになる」。「本判決は、全国に多数係属している戦後補償裁判の処理に決定的な影響を及ぼすものと考えられる」。

そして、上記最高裁判決の狙い通り、上記最高裁判決以降の戦後補償裁判判決は、相次いで日中共同声明ないし日韓条約によって裁判上訴求する権能を失ったとし、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し請求権放棄の抗弁が主張されたときは当該請求は棄却を免れないという判断をしている（注5）。日本の司法の現状としては、この最高裁判決の影響は甚大であり、「戦後補償裁判における司法的救済の途が閉ざされる結果となった」と評されているところである（注6）。

（2）しかしながら、「請求権放棄」の意義に関する上記最高裁判決は、極めて政治的な判断であり法的根拠は薄弱である。

第1に、従前日本政府は、請求権放棄条項により放棄されたのは外交保護権のみであるという見解を繰り返し示してきた。そして、最高裁もこの見解を支持しており、最高裁 1968年11月27日大法廷判決では、サンフランシスコ平和条約14条(a)2(1)による在外資産の喪失と国に対する補償請求の可否に関して、「わが国は、日本国民の右資産が当該外国において不利益な取扱を受けないようにするために有するいわゆる異議権ないし外交保護権行使しないことを約せしめられたに過ぎない」と判示していた（注7）。

日本政府が請求権放棄条項により請求に応じる法的義務が消滅したという見解を示すようになったのは、2001年頃、アメリカで提訴された元捕虜による損害賠償訴訟に対応する必要が生じてからである。ところが、最高裁は、判例変更の手続もとらずに、上記のようにご都合主義的な日本政府の対応を是認してしまったものである。

第2に、最高裁は従前、国際法の国内適用可能性について、条約締結国の具体的な意思が重要な要素であるという下級審判断を是認してきた（注8）。ところが、今回の判断は、従前の判断について何ら顧みることなく、請求権放棄については何ら具体的措置を要せず国内的効力を有すると判断した。ここでも自己矛盾が存する。

第3に、日中共同声明固有の問題点について述べれば、同声明は条約ではなく、国会の批准もなされていない。また、中華人民共和国政府は、判決後、中日共同声明について行った解釈は違法であり無効だという見解を明らかにしている。最高裁判決の枠組みは到底維持できない。

以上の通り、上記最高裁判決は、これまでの最高裁判例及び行政解釈との整合性を全く無視し、戦後補償請求から逃げるためご都合主義的な条約・共同声明の解釈を行ったという他ないものであり、正当性は全く存しない。

（3）現在も中国人強制連行訴訟を中心に多数の戦後補償裁判が継続しており（注9）、上記最高裁判決の正当性が争われることになる（但し日本の司法の現状に鑑みたとき楽観はできない）。

### 3 戦後補償裁判における一部勝訴判決

三菱広島元徴用工被爆者補償請求訴訟では、広島での被爆の事実について、戦後の被爆者援護にあたり日本在住の被爆者と比べて違法な差別があったとして損害賠償請求が

認容された。この判断は2007年11月1日の最高裁判決でも維持され、戦後補償裁判としては初めて勝訴判決が確定した。

これについては、現在、在外被爆者により、上記最高裁判決と同様の補償を求める集団訴訟が、数千人の規模で、大阪、広島、長崎の各地裁に提訴されている。

## 第2 國際的な取組の広がり

### 1 韓国での取組

2000年5月1日、三菱広島元徴用工被爆者訴訟の原告ら6名が、韓国の釜山地方法院に三菱重工を被告とする訴訟を提起した。これは、日本の侵略によって被害を受けた人々が自らの母国で初めて提訴した事案である。

釜山訴訟を契機に、日韓基本条約に関する文書の公開、真相究明への取組、強制連行被害者への一定の補償等が、韓国政府によって行われた。

### 2 中国での取組

新聞報道では、中国人強制連行被害者による中国での提訴が検討されている。

また、2007年12月7日、上海海事法院は、1936年に当時の大同海運株式会社（後に商船三井株式会社に合併）が中国人から2隻の貨物船を賃借したが契約に反して没収される危険がある航海を行った結果、1937年に日本軍に捕獲され、その後戦争中に沈没したという事案について、商船三井株式会社に対し、未払賃料及び船舶喪失による逸失利益合計約29億円の損害賠償を認めた判決がなされた。

中国には固有の問題があるが、今後の動向が注目される。

### 3 従軍慰安婦に関する各国の決議

2007年7月30日、アメリカ下院は、戦時下の慰安婦に対する公式謝罪を求める決議可決した。その後、同年11月8日にオランダ、同月28日にカナダ、同年12月13日にEUがそれぞれ同様の決議を上げた。

### 4 ILOにおける取組

戦時産業強制及び慰安婦が、ILO29号条約違反として、ILO専門委員会が被害者の要求を受け入れるよう勧告を続けている。これを日本政府に受け入れさせる取組が進められている。

## 第3 最後に

### 1 企業責任の追及

最高裁判所は、結論として強制連行被害者に対するこれを使役した企業の法的責任は条約によって放棄されているとしながらも、「個別具体的な請求権について債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるところである。」と述べ、強制連行被害者を使役した企業及び日本政府が強制連行被害の救済に向けた努力を行うよう述べている。

この判示に基づいて、企業の「救済に向けた努力」を追及することが重要である。当該判決の当事者であった西松建設では、最高裁が判示した救済に向けた協議が始まっていいると報道された。

CSRとして、こうした取組を強制連行を実施した各企業に担わせることが必要である。

## 2 國際的連携

韓国をはじめとした日本の侵略戦争被害国における訴訟・運動の展開とともに、ILOにおける取組等を結んだ取組を継続する。

法的正義の実現のため、日本と被害国を結び、違法な強制連行・強制連行・強制労働により多大な被害をもたらした日本政府・日本企業を、国際的に包囲する取組みを進めること重要だろう。

注1：東京地裁 2001年7月12日判決【劉連仁事件】。中国人強制連行者が、北海道に強制連行された後、過酷な強制労働に耐えかねて逃走し、山中に13年間隠れていた事案について、戦後（国賠法施行後）の救護義務違反を理由とする日本国との損害賠償義務を認めた。但し控訴審で取消・棄却となり、上告等も棄却され、敗訴判決が確定。

京都地裁 2001年8月23日判決【浮島丸事件】。終戦で帰国することになった朝鮮人らを乗せた浮島丸が、舞鶴港沖で触雷・爆沈した事案で、日本国との間で運送契約類似の法律関係を認め、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償義務を認めた。但し、控訴審で取消・棄却となり、上告等も棄却され、敗訴判決が確定。

なお、従軍慰安婦の事案について、立法不作為による損害賠償義務を認めた山口地裁下関支部 1998年4月28日判決【閔釜元従軍慰安婦等訴訟】がある。但し同事件についても控訴審で取消・棄却され、上告等も棄却されて敗訴判決が確定している。

注2：京都地裁 2003年1月15日判決【大江山事件】、新潟地裁 2004年3月26日【中国人強制連行・新潟訴訟】、福岡高裁 2004年5月24日判決【中国人強制連行・福岡訴訟】等。

注3：なお、戦後補償裁判で除斥期間の適用制限を最初に認めたのは、東京地裁 2001年7月12日判決【劉連仁事件】である。本文中の2002年4月26日福岡地裁判決はこれと同旨のものであった。

注4：ジュリスト No.1346-P72

注5：名古屋高裁 2007年5月31日判決【名古屋三菱・朝鮮女子労働挺身隊訴訟】、札幌高裁 2007年6月28日判決【中国人強制連行・北海道訴訟】、山形地裁 2008年2月12日判決【山形・中国人強制連行損害賠償訴訟】

注6：ジュリスト No.1354-P310

注7：最高裁 1968年11月27日大法廷判決後の判例もこれに従い、請求権放棄の法的効果は外交保護権の放棄のみであり個人が相手国に対して有していた請求権が法的に消滅するとか、その行使が許されないことになるとは解してこなかった（最高裁 1997年3月31日判決【シベリア抑留事件】参照）。

注8：東京高裁 1993年3月5日判決【シベリア抑留事件】及びこれに対する上記最高裁 1997年3月31日判決

注9：戦後補償裁判を考える弁護士連絡協議会のサイトに掲載されたリストによると、最高裁に継続しているもの9件、高裁段階のもの3件、地裁段階のもの4件である

以 上

# 韓国での被害者補償の現状と課題

2009/07/11

張完翼

## 1. 委員会現況

日帝強占下強制動員被害真糾明委員会 ((以下真相糾明委員会)は2008年一年が混とんそのものであった。

大きく四つの問題があった。

最初に真相糾明委員会が真の和解のための過去事整理委員会と(以下真和委)の統合問題.

二番目、 2008年11月15日で終了する委員らの再選問題.

三つ目、 真相糾明委員会が4年間の真相調査を終える2009年3月の調査期間延長可否.

四つ目,新しく設立される太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会(以下支援委員会)との関係.

最初の問題はまだ結論が出ないが,真和委と統合される可能性は顕著に少なくなった状態だと言える。

二番目の問題は委員らが直ちに選任されないで長期間空席であって2009年4月15日支援委員会民間委員中6人が真相糾明委員会の委員を兼任することで解決された。

三つ目の問題は委員らが空席である状態でひとまず真相調査期間を6ヶ月延長した。

四つ目問題は施行令を改正して,二つの委員会の事務局を統合運営することになった。

韓日協定文書公開にともなう後続措置として韓国政府が発議して制定された太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者など支援に関する法律に基づいて,2008年6月18日設立された支援委員会は6月24日民間委員8人が委嘱され, 9月1日から慰労金など支給申請受付を受けている。

現在真相糾明委員会は調査期間をまた6ヶ月間延長する問題と,支援委員会との統合問題がある。調査期間の延長は問題の根本的な解決策にならないので二つの委員会が統合されねばならないが, これは二つの委員会を統合する新しい法が制定されてこそ可能なことだ。

## 2.訴訟現況

### (1)三菱重工業訴訟

1審の敗訴に続き控訴審までも敗訴し(2009年2月3日) 、現在上告した状態だ。

1審判決より2審判決が内容面においてむしろさらに後退した状態なので(日本裁判所確定判決の効力承認) 上告審で控訴審の判断がそのまま確定したらこれから類似の訴訟にも大きい悪影響を及ぼす可能性が多い。

### (2)新日本製鉄訴訟

1審は新日本製鉄が主張する別会社論を受け入れて,原告が敗訴したので2審では会社の同一性有無, 日本裁判所確定判決の効力承認有無, 消滅時効などが争点になった状態であり,2009年7月16日

判決予定だ。

### (3) ポスコ(浦項製鉄)訴訟

1審はポスコが大韓民国と共に謀して、請求権資金が原告らに帰属するのを妨害したとか、原告らの法益侵害をほう助助長してはいけないという憲法および条理上の法的義務を負担するという主張事実を認めるには不足だと判断した（ソウル中央地方法院2007.8.23.宣告2006カタン165504）。

これに対し2審裁判所は調停に替える決定をしたがその内容は、

“2項. 被告はこの事件訴訟をはじめとして、日帝強制支配期強制動員被害者およびその遺族などが被告を相手に提起した損害賠償請求訴訟が皆終結される場合、被告会社の社会貢献活動のための通常的な予算の範囲内で上の被害者および遺族などのための公益財團に基金を出したり、その子供らのための奨学基金を出すなど被告が決める適切な方法で企業の社会倫理的責任を全うするため努力する

3項. 原告らは第2項で定めた事項が被告の法律上損害賠償責任でないことを認めて、今後被告またはその役職員らを相手に一切の民・刑事上異議を提起せず、双方は言論を通したりその他の方法で相互誹謗または非難するなどの行為をしない” ということだ（ソウル高等法院2009.1.8.決定2007も90694）。

ポスコが上の決定に対し異議申請をして、調停は成立せず、2009年7月9日宣告予定だ。

判決結果をあらかじめ予想できないが、裁判所で積極的に調停を試みたことは意味があることだといえる。

### (4) 日本軍慰安婦憲法訴願

日本軍慰安婦らが2006年韓国政府が請求権協定第3条により日本軍慰安婦問題に対し日本政府に請求権協定の解釈と関連した仲裁要請をしないでいるのが憲法に違反するという憲法訴訟を請求して、2009年4月9日憲法裁判所で公開弁論があった（憲法裁判所2006憲ナ788不作為違憲確認）。今までにもこのような理由で強制動員被害者が憲法裁判所に憲法裁判を請求したが却下されたことがある（憲法裁判所2000.3.30.宣告98憲マ206仲裁要請不履行違憲確認）。

しかし今回の憲法訴願では公開弁論申請が受け入れられた点、その間韓日協定文書が公開されてこれにともなう韓国政府の立場表明があったという点など事情変更があった点を考慮すれば、憲法裁判所がもう少し真剣に検討しているのではないかと思われる。

（[http://www.ccourt.go.kr/home/att\\_file/com/movie/1239270923244.htm](http://www.ccourt.go.kr/home/att_file/com/movie/1239270923244.htm)公開弁論動画）。

### (5) 消滅時効問題

韓国訴訟の最終障害は日本と同じように消滅時効問題と予想される。

最近韓国では朝鮮戦争時期の蔚山保導聯盟虐殺事件（ソウル中央地方法院2009.2.10.宣告2008カハブ57659）で、

“国家はその権利能力の享受に先立ち国家の成立が前提にならなければならない程、本質的に国家はその成立要素である国民を保護する義務を負担すると言え、いかなる場合にも合法的手続き

なしで国民の生命を剥奪する権利能力を享受することはできず、今まで生死確認を求める遺族らにその処刑者名簿などを隠しているうえにこの事件でその死亡が合法的手続きによったとし争う被告が、今になってやっと原告らが彼自身らの国家である被告に不信をいだいても　上の集団虐殺の全貌をおおまかにつかんで、前に訴を提起できなかつたことのせいにして　消滅時効完成を主張するのは信義則上許されない”とし原告勝訴判決をした。

しかし上の蔚山(ウルサン)保導連盟虐殺事件と類似の下の二事件では韓国政府の消滅時効主張を認め、

“結果的に国家である被告としては上の国家賠償法上の義務履行問題とは別途の次元で真実和解のための過去史整理法の趣旨により国民全体の世論と国家財政、類似事件の処理問題,真実和解のための過去事整理委員会の真実糾明決定上の勧告事項などの色々な事情を総合的に参酌して,関連法令を用意するなどで原告らの被害回復のため適切な措置を取らなければならないだろう(聞慶虐殺事件ソウル中央地方法院22009.2.11.宣告2008カハブ66691,羅州部隊事件　ソウル中央地方法院2009.5.28.宣告2008カハブ22325)”と判示した。

裁判所判決で消滅時効問題が整理されるのが最善だが、それが不可能だと判断される場合関連特別法を制定する必要があるだろう(参考で2007年6月4日国會議員らが17代国会で“反人権的国家犯罪の消滅時効利益放棄に関する特別法案”を発議したが,法案は任期満了で廃棄された)。

### 3.法律案現況

#### (1)日帝強制下強制動員被害真相糾明などに関する特別法一部改正法律案

- 真和委と統合(2008.11.20.発議)
- 国務総理の再審要求および機関訴訟提起(2009.3.5.発議)

#### (2)太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者など支援に関する法律一部改正法律案

- 真和委と統合(2008.11.20.発議)
- 国務総理の再審要求(2009.3.5.発議)
- 国内強制動員犠牲者にも慰労金など支給(2009.6.25.発議)

#### (3)韓国人原子爆弾被害者とその被害者子供の実態調査および支援のための特別法案(2008.

11.25.発議)

- 韓国人原爆被害者支援委員会の設置
- 医療支援,生活支援,実態調査,記念事業

#### (4)日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援および記念事業などに関する法律一部改正法律案(2009.1.16.発議)

- 韓国政府は日本国政府と交渉した結果を毎年国会に報告
- 日本軍慰安婦被害者は日本軍慰安婦被害と関連して,日本に損害賠償を請求できる権利を家族または民間団体に譲渡可能

(5) サハリン同胞永住帰国および定着支援に関する特別法案(2009.3.10.発議)

- 外交的交渉
- サハリン同胞支援委員会設置
- 帰国、定着、生活、住居、教育、生業支援
- 学歴、資格認定、職業訓練、就業保護

(6) 日帝強制占領下 民間財産請求権実態調査に関する法律案(2009.4.21.発議)

- 日帝強制占下民間財産請求権実態調査委員会設置 1975年
- 民間財産請求権実態調査
- 政府補償金規模調査

(7) サハリン同胞支援のための特別法案(2009.6.12.発議)

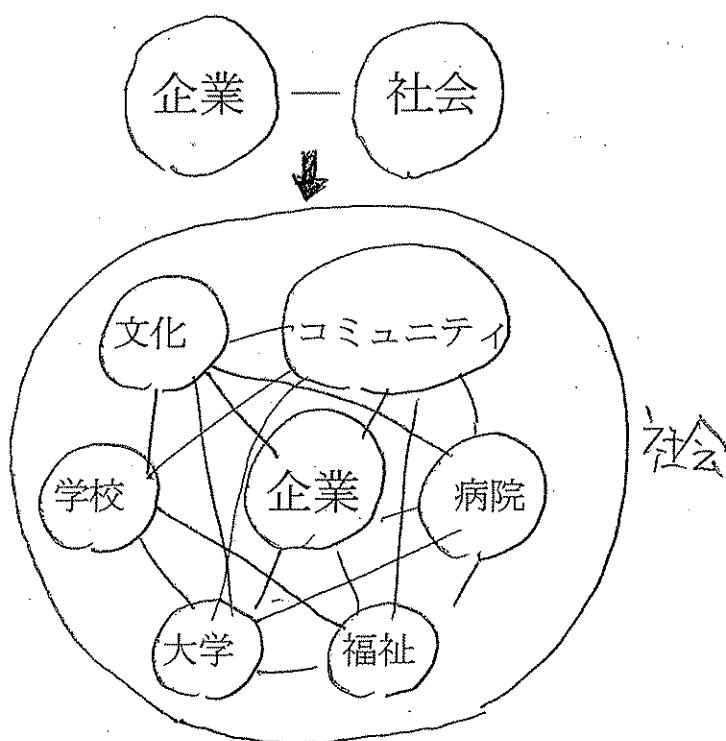
- 外交的努力
- 帰国、定着支援

1) はじめに

- ・「過去に眼を閉ざす者は、未来に対してもやはり盲目となる」（ワルツゼッカー元西独大統領）
- ・「ある国家が、犠牲者の方々に対して犯した不正を物的ないしは道義的な行動で不正として認めることを拒否すれば、犠牲者の尊厳を永続的に冒し続けることになる」（ギュンター・ザートホフ「記憶、責任、未来」財団理事）。
- ・CSRは現在と未来のことだけではない。

2) CSR論の批判的視点（別紙資料参照）

- ① 「企業の社会的責任」の中身は、「社会に対する企業の経済的責任（CER）」である。



※経済的責任（CER）とは雇用、良質・安全な商品・サービスの提供、適正な賃金の支払い、正しい納税、職場環境（労働時間を含む）の改善など。

- ② 「社会に対する企業の経済的責任（CER）」は現在と未来だけの問題ではない。20年で時効とすることは誤りである。
- ③ 法人（経済組織）は継続している。法人が法的に変わっても経済的に継承している以上、責任は引き受けなければならない。そうでなければ法的形式を変えて経済的責任を免れようとする（「異法人」論批判）。なお、他方で、当該企業は100年以上の歴史を誇っていると社史等で語っている。

3) 強制連行・戦時労働奴隸制の実態とは

- ・70万人～100万人の朝鮮人・中国人の強制連行の事実。
- ・強制労働、奴隸労働の実態（賃金不払い、強制労働収容所での暴力、労働奴隸）。日本にも企業の管理下で強制（労働）収容所があった。この間、企業は大きな利益を得ている。
- ・戦後の補償裁判の事例

日本鋼管（91年提訴、99年和解）、三菱造船（92年提訴、99年控訴棄却）、不二越（92年提訴、98年控訴棄却）、鹿島花岡鉱山（95年提訴、99年和解）、新日鉄（95年提訴、97年和解、国とは訴訟継続）、三菱重工（95年提訴、96年追加提訴）、東京麻糸紡績（97年提訴）、集団訴訟（97提訴、日本企業10社）、水力発電工事（97年提訴、日本企業4社と国）、日鉄大阪製鉄（97年提訴）、西松建設（98年提訴）、日本冶金（98年提訴）、三菱重工名古屋航空機製作所（99年提訴）、日本車両（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、三井鉱山（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、新潟港運（99年提訴）、北海道の炭鉱会社4社と国（99年提訴）、三菱商事、川崎重工、三井物産、新日本製鉄、昭和電工（99年提訴、ニューメキシコ連邦地裁）、三菱商事、三菱マテリアル（99年提訴、カリフォルニア）、小野田セメント（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、新日鉄広畑（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、三井物産、三井鉱山、三菱商事、三菱マテリアル、三菱重工業、新日本製鉄（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、※『キーワード日本の戦争犯罪』（雄山閣出版）、『季刊・戦争責任研究』（日本の戦争責任資料センター）、「戦後補償裁判を考える弁護士連絡協議会の資料」などから。

### 3) 企業の対応（別紙資料参照）

#### ①裁判における日本企業の対応

- ・「異法人である」、「60年以上の前のことである」、「時効」など。
- ・日本経団連の担当者（ILO理事でもある）は全国ネットワークの人たちとの面会を拒否している。
- ・具体的な中身として、三菱マテリアルと三井鉱山は「国策として遂行された本件について、国が和解協議を拒否している以上、企業としては和解協議を行うことは困難である」と回答している。
- ・社史での扱い。強制連行の実態の記載はほとんどない。一部は新版で削除する例もある（『週刊ダイヤモンド—戦後50年総特集；企業の戦争責任—』1995年7月22日より）。

#### ②ドイツ企業の対応

- ・ドイツの企業は「記憶、責任、未来」財団を設立、補償を終えた（総額49億1000万ユーロ）。1999年2月に12社からスタートし、2003年1月には6544社が賛同した。戦後生まれの企業も参加した。
- ・また、これ以前にも個別の企業である例えば、VW社、DB社は専門機関に調査依頼し、社史に記載しつつ個別の補償支払いを終えている（同上より）。

### 4) 過去の企業責任に目を閉ざす企業にCSRを語る資格はない。

- ・個別企業だけではなく産業界（経済界）の責任問題もある。
- ・大学、大学界も同じ（「学徒動員」、様々な戦争協力に対する大学責任は不問のままである）。
- ・「……このナチズムの不正に関与したドイツ企業が歴史的な責任を負っており、この責任は果たさなければならない……」ドイツ連邦議会は、ナチズムの被害者に対し政治的及び道義的責任があることを認める。ドイツ連邦議会は、これらの人たちに対し行われた不正に対する記憶を次の世代にとどめても鮮明なものとさせるつもりである……」（「記憶、責任、未来」財団設立法前文より）

#### 付記；関連報告等

- 1) ゼーベル・シュテファン「強制連行企業責任の果たし方の日独比較」、「4.27最高裁勧告」2周年集会、2009年4月25日。
- 2) 重本直利「歴史的視点からCSRを捉える—企業は強制連行・過去責任とどう向き合うのか—」『比較経営学会第34回全国大会報告集』2009年5月23日。
- 3) 重本直利「提言・CSRと企業の過去（戦争）責任問題—法的責任は免れても『企業の経済的責任』（CER）は残る—」『社会経営学研究』第8号、2009年3月。

<シンポジウム>  
「C S R (企業の社会的責任) の観点から問う強制連行問題」

企業が果たすべき経済的責任と戦後補償責任について  
重本直利

- <報告資料>
- 1) 歴史的視点から C S R を捉える
  - 2) 強制連行企業の C S R
  - 3) 意見書

2009年7月11日  
龍谷大学社会科学研究所 2009年度月例研究会（一般公開）  
社研プロジェクト（重本グループ）2009年度第1回共同研究会  
龍谷大学深草学舎・紫英館2階大会議室

**歴史的視点から C S R を捉える**  
—企業は強制連行・過去責任とどう向き合うのか—  
重本直利（龍谷大学経営学部）

### I. 「社会と企業」という二分法

「社会と企業」という二分法的な見方は「企業中心社会」日本の現状を反映している。ここでは、まず社会の中心に企業があり、その企業を取り巻く社会という関係となっている。これに対し本稿は「社会の一部としての企業」という見方に立つ。すなわち、まず社会という存在があって、その中で応分の役割と責任を担っている経済組織としての企業を捉えるという見方である。これは、企業によって社会が構成されているという見方ではなく、社会によって企業が構成されているという見方である。問われるべきはどのような社会がどのような企業をつくっているかである。

企業によって社会が構成されているという見方は、戦後60余年、一貫して日本社会が企業中心にして構成されてきたという現実に起因する。この間、日本企業は日本社会の中で巨大化しその役割と責任は大きなものとなった。そして、その負の側面は、今日、企業不祥事（企業犯罪）の多発として、また様々な分野でのコミュニティ崩壊として顕在化している。日本経済団体連合会も「企業行動憲章」において「企業の社会的責任（C S R）を大きくとり上げざるをえなくなってきた。また「企業市民（=コーポレート・シチズン）」という言葉も使われるようになってきた\*。

\*日本経団連は「企業行動憲章」を2004年5月18日に改定し、その序文（一部）では以下のように述べられている。

「近年、市民社会の成熟化に伴い、商品の選別や企業の評価に際して「企業の社会的責任（C S R : Corporate Social Responsibility）」への取り組みに注目する人々が増えている。また、グローバル化の進展に伴い、児童労働・強制労働を含む人権問題や貧困問題などに対して世界的に関心が高まっており、企業に対しても一層の取り組みが期待されている。さらに、情報化社会における個人情報や顧客情報の適正な保護、少子高齢化に伴う多様な働き手の確保など、新たな課題も生まれている。企業は、こうした変化を先取りして、ステークホルダーとの対話を重ねつつ社会的責任を果たすことにより、社会における存在意義を高めていかねばならない。」

また、この憲章の10原則の6番目で、「『良き企業市民』として、積極的に社会貢献活動を行う」と明記されている。

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>)。

この「企業市民」という言葉には、企業が社会の一部であり、社会を構成する「良き一市民」として振舞うことが期待されている。そもそも社会は、経済組織（分野）としての企業以外にも、教育、医療、福祉、文化、地域、スポーツ、家庭などの諸分野によって構成されている。この諸分野との共生関係性がその社会の性格である。こうした見方から企業を「社会の一部としての企業」と捉える。企業から社会を捉えるのではなく社会から企業を捉える見方から出発する。「企業中心社会」からの脱却は、まず何よりも企業が中心となって社会が構成されるのではなく、他の諸分野との共生関係性によって社会が構成されるということから出発する必要がある。それは企業をどのように問うのかのパラダイム（paradigm）の転換でもある。

日本の現状である「企業中心社会」をまずこのような他の諸分野との共生関係性から捉える必要がある。当然のことではあるが、企業は社会の一部であり、決して社会の外に企業が超越して存在するわけではない。身近な例えで考えれば、心臓は人体の一部であり、人体の外に心臓が存在するわけではないのと同様である。心臓だけで人体が機能することはなく、他の肺、胃、肝臓、腎臓などの諸器官の機能との有機的連携の中で、健全な人体が形成される。社会も同様である。企業の論理ですべてが動くわけではなく、それぞれの分野（教育、医療・福祉、地域、文化、家庭など）の論理との有機的連携の

あり方が健全な社会を形成する。だがこのことがこれまで等閑に付されてきた。

ここでの健全な社会とは、企業が他の分野を従属させるのではなく、多分野・多文化の共生する社会を意味している。今日の日本社会は多分野・多文化共生社会とは言い難い。それは、企業がこれらの諸分野（教育、医療・福祉、地域、文化、家庭など）との共生関係性から疎外されていること起因する。共生とは「ところを同じくして共に生きる（生かす）」ということである。「企業中心社会」の場合、すべてが企業の経済合理性を中心として、他の諸分野がそれに従属し、その結果として社会非合理性を生むことになっている。企業を社会の心臓に置き換えれば、心臓だけが異常に肥大化し、そのことによって他の諸器官に大きな負荷をかけ、器官機能が不全に陥り、人体の死に至るということである。企業活動の異常な肥大化によって、労働者を長時間働かせ、ストレスを多発させ、結果として教育、医療・福祉、地域、文化、家庭の諸分野が機能不全をおこし社会全体が崩壊するということである。

## II. 「企業市民」と「企業の経済的責任」（C E R）

「社会の一部としての企業」とは何か。その中身は、社会に対する企業の「応分の役割・責任」とは何かである。「応分」とは、その「身分・能力にふさわしい程度」である。企業に、その「身分・能力」以上のこと求めれば、「ないものねだり」になりかねず、企業経営の「過重負担」ともなる。企業経営(者)のためにも「過重負担」を避け、分相応に社会的責任を果たすことが求められている。例えば、企業の経営手法を福祉、教育などにも当てはめようとするなど、あたかも企業経営手法がオールマイティー、どの分野でもその手法が通用するなどといった見方では、企業経営（者）にとっても迷惑な話である。企業経営は福祉経営、教育経営とは明らかに異なる。また、企業経営は、文化経営、地域経営、医療経営、家庭経営などとも異なる。

経営概念は、経済的のみならず社会的、組織的概念として捉えられるが、これまでには経済的概念としての企業経営とその学の考察が中心となってきた。最近になって、企業の社会的貢献あるいは社会的責任（CSR ; corporate social responsibility）であるとか、「企業市民」という言葉が語られるようになり、社会的概念としての把握が重要な課題となってきている。だが、このCSRの言葉の意味するものは、企業経営の質あるいは構造を改革するのではなく、企業経営の既存の質と構造を前提にした改革（例えば既存の経営の中に積極的に取り込む「経営戦略としてのCSR」など）あるいは「部分的な改革」（例えば既存の経営に付加される形での「CSRマネジメント」など）にしか過ぎないものである。

この「改革」は、わかりやすい例として、フィランソロピーでの企業の社会的貢献活動であり慈善的寄付行為、メセナでの企業による文化活動団体への資金援助などである。これらの取り組みは企業経営の質あるいは構造を改革するものではない。部分的で付加的な改革は、既存の質と構造には手をつけず、ただ多様なステークホルダー間の調整をとおして新たな経営活動に取り組む「改革」に過ぎない。この改革は、あくまで企業（経済合理性）を中心として、企業以外の他分野へ関わろうとする程度の企業経営の質の改革となっている。これは「社会の一部としての企業」という見方からの企業の構造改革ではない。

また、「企業市民」という言葉には、企業がその社会的責任を果たすべく社会を構成する「一市民」（「応分の役割・責任」）として行動する存在として捉えられる。つまり、この社会的概念としての企業は、経済合理性を追求する経済組織に社会的側面を単に付け加えるのではなく、社会の中での一構成員（あくまで部分存在という控え目な存在）としての「応分の役割・責任」を担う経済組織を意味している。つまり、「企業市民」という言葉は、社会合理性の中に企業の経済合理性を位置（あるいは限定）づけるということによってなされなければならない。

例えば、今日の「リストラ（=解雇）」に見られるような経済合理性の追求は、長時間労働を温存し、失業者を増大させ、さらには企業および社会におけるコミュニティの崩

壊等の問題を生じさせている。また、その結果として社会不安を生じさせるといった深刻な社会非合理性の事態を招くことになっている。これでは、「応分の役割・責任」を担っている「企業市民」ということにはならない。この企業の社会内での「応分の役割・責任」とは、納税の誠実な履行、雇用機会の確保、安全・良質な商品とサービスの提供などといった社会的役割・責任である。

すなわち、ここでの社会的役割とは、企業があくまで経済組織として社会的に貢献をすることが期待されている。これを社会に対する「企業の経済的責任」(C E R; corporate economic responsibility)と表現する。つまり、脱税行為をせず安易な「リストラ」をしないことによる社会の中での「応分の役割・責任」を担うことである。常に脱税行為があり「リストラ」が安易に行われ、また利益優先の結果として欠陥商品・不良サービス（特に安全性を損なった）の提供などが多発する今日の日本企業の経営の質と構造を変えていかなければならない。日本企業に経済組織としての応分の社会的役割・責任が求められているのであって、フィランソロピー、メセナが求められているのではない。

### III. C S R は現在と未来のことだけではない—なぜ「C S R論」を批判するか—

私は、2008年12月7日に東京で開かれた「強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク」第13回総会時に行われた研究会に参加する機会を得た。また、その場で、発言する機会も与えられ、「企業の経済的責任」(C E R)およびC S Rにおける過去(戦争)責任の視点の重要性を述べた。この時にいただいた資料をベースにして、経営学における研究課題としての「企業の過去(戦争)責任問題」を提言することにしたい。

有名な言葉であるが、かつてワイツゼッカー元西独大統領が「過去に眼を閉ざす者は、未来に対してもやはり盲目となる」と述べたが、日本の大企業、日本経団連が、最近、「企業の社会的責任」(C S R)を盛んに喧伝しているが、「企業の過去(戦争)責任」には「眼を閉ざしている」という状況である。これでは、日本企業は「未来に対してもやはり盲目となる」と言わざるを得ない。C S Rは現在と未来のことだけではない。企業が、あるいは社会が、現在と未来を語る上で、最も重要な視点は過去に眼を向けることであろう。何故なら過去の歴史的蓄積の上にしか現在と未来は築けないからである。

世間を浮遊し、インターネット上の情報に翻弄されるだけの世界が今の日本であるとすれば、なおさら過去(戦争)責任の視点は重要であると言える。この国にもし未来があるとすれば、勇気をもって過去に眼を向けることから始めなければならない。

私は、「企業の社会的責任(C S R)」の中身は、「社会に対する企業の経済的責任(C E R)」であると主張してきた（重本直利「社会に対する企業の経済的責任(C E R)－社会経営学方法論の提起と関わって一」、『比較経営研究』第31号、日本比較経営学会、2007年を参照されたい）。企業の外に社会があるのではない。つまり、企業と社会という二分法の図式ではなく、あくまでも社会の一部として企業がある。社会は、企業、コミュニティ、学校、病院、家庭、大学、福祉、文化などの各分野によって構成されている。企業は、自らもその構成員の一部であるこの社会に対する責任を果たさなくてはならない。

この責任とは経済的責任である。大学の場合であれば、教育・研究的責任である。それぞれの分野での責任は、社会的責任という一般的な表現ではなく、それぞれの分野の組織が担っている中身に対する責任である。それ以外の責任を求めるに、それは「ないものねだり」になる。教育・研究的組織である大学は社会の経済的責任を担うことも担わせられることのいずれもできない。また、経済組織の企業は文化的責任を担うこととも担わせられることのいずれもできない。そもそも企業にその力はない。現在のC S R論にはこの視点（それぞれの分野の組織が担っている中身に対する責任の視点）が欠けている。

では、社会に対する企業の経済的責任(C E R)とは何か。それは、雇用、良質・安全な商品・サービスの提供、適正な賃金の支払い、正しい納税、職場環境（労働時間を含む）の改善などである。そして、この経済的責任は現在だけではない。未来において、

また過去においての責任も加わる。例えば、これらの企業の過去の経済的責任を、20年で時効とすることは誤りである。時効は法的責任を免れているだけである。大学も同じである。法的に時効が認められる場合でも教育・研究的責任は免れない。法は、最低限の決まり事であり、時効20年という年数の形式合理性の世界の話である。例えば、大学が過去の戦争において学生を学徒動員として送り出した責任は時効あるいは法的責任云々の問題ではない。教育・研究的責任はこれとは別に果たさなければならない。また、大学にとっては法的責任以上に教育・研究的責任がより重要であり、組織体の生命線である。教育・研究的な謝罪と反省が必要である。

私は、2008年9月にドイツ・ベルリン、オーストリア・ウィーン等の大学の調査を行った。例えば、ウィーン大学の正面玄関には次のような文章が刻まれていた（翻訳；照井詩崇）。

#### “学問の自由と人権の尊重のために”

政治上および思想上の理由、宗教的・社会的な帰属性、民主主義への関わりによってオーストリアから迫害されたウィーン大学関係者に捧ぐ

心より ウィーン大学

#### “戦争と暴力に反対する”

国家社会主義の犠牲者ことを想って

心より ウィーン大学

これは、ナチズム（国家社会主義）による多くの犠牲者を出した過去を記憶することの大学としての教育・研究的責任の明確化である。日本の大学の正面玄関にこうした文章は刻まれていない。過去の清算、歴史問題は、日本の中でも依然未解決である。“天皇制国家主義の犠牲者を想って、心より○○大学”、こうした文章が日本の大学の正面玄関に掲げられることは今もってない。京都大学のかつての滝川事件の碑が正面玄関ではない別の場所にあると聞くが、日本の大学の正面玄関あるいはそれ以外の場所において何があるのか。USR（大学の社会的責任）、大学の過去（戦争）責任をあらためて考えさせられる。

現在のCSR論、USR論に欠けているのは、社会に対して自らが担うべき責任の中身の明確化であり、またその担うべき責任は当の組織体が独自にかつ自律的に担うべきものであるということである。いかなる組織体も法的責任、政治的責任、道義的責任などを伴っているのは当然であるが、それとは区別されるそれぞれの組織体が独自的・自律的に担わなければならない責任の中身の明確化である。これなくして法的責任も道義的責任もない。つまり、企業であれば、経済組織体を前提としての法的責任と道義的責任である。経済的責任と離れて法的、道義的責任が問われるのではない。

#### IV. 日本にも強制（労働）収容所があった—企業のお粗末な対応—

企業の管理下にあった強制連行・戦時労働奴隸制の実態とはいかなるものか。過去において70万人～100万人の朝鮮人・中国人の強制連行の事実がある。この強制労働、奴隸労働の実態（賃金不払い、強制労働収容所での暴力、労働奴隸、劣悪な職場環境など）とは何か。ドイツと同様、日本にも企業の管理下で強制（労働）収容所があった。ドイツは、すでに個人賠償を含め企業の経済的責任は果たし終えている。ドイツ財務省の発表では、2007年12月31日時点でのドイツの戦後公的補償の実績は10兆円に及んでいる。

日本における1990年にあっての戦後補償裁判の事例をあげると、日本钢管（91年提訴、99年和解）、三菱造船（92年提訴、99年控訴棄却）、不二越（92年提訴、98年控訴棄却）、鹿島花岡鉱山（95年提訴、99年和解）、新日鐵（95年提訴、97年和解、国とは訴訟継続）、三菱重工（95年提訴、96年追加提訴）、東京麻糸紡績（97年提訴）、集団訴訟（97年提訴、日本企業10社）、水力発電工事（97年提訴、日本企業4社と国）、日鉄大阪製鉄（97年提訴）、西松建設（98年提訴）、日本冶金（98年提訴）、三菱重工名古屋航

空機製作所（99年提訴）、日本車両（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、三井鉱山（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、新潟港運（99年提訴）、北海道の炭鉱会社4社と国（99年提訴）、三菱商事、川崎重工、三井物産、新日本製鉄、昭和電工（99年提訴、ニューメキシコ連邦地裁）、三菱商事、三菱マテリアル（99年提訴、カリフォルニア）、小野田セメント（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、新日鐵広畑（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）、三井物産、三井鉱山、三菱商事、三菱マテリアル、三菱重工業、新日本製鉄（99年提訴、ロスアンゼルス地裁）などである。

（『キーワード日本の戦争犯罪』（雄山閣出版）、『季刊・戦争責任研究』（日本の戦争責任資料センター）、「戦後補償裁判を考える弁護士連絡協議会の資料」などから）。

しかし、国も企業も過去（戦争）責任を認めようとはしていない。政治的に決着済み、法的責任は時効となっているというのである。しかし、経済組織としての企業責任の決着はついていないし、経済的責任に時効はない。同じように大学の教育・研究的責任に時効はない。法的責任が免れているからといって済ませる組織体に現在も未来もない。戦争に協力し学徒出陣の壮行会まで大学内で開いた大学の教育・研究的責任には、政治的決着も法的時効も関係はない。これで済ますならば教育・研究組織体としての大学とは言えない。前掲をはじめとした過去（戦争）責任関連の日本企業は今も経済的責任を未解決のまま放置している。道義的責任をしぶしぶ認める一部の企業があるという程度のお粗末さである。道義的責任で終わらせてはいけない。

上記の裁判事例において、企業側は「異法人である」、「60年以上のことである」、「時効」などと言って責任を回避している。しかし、経済組織体としては断絶せず継続している。法人が法的に変わっても経済的に継承している以上、責任は引き受けなければならない。そうでなければ法的形式を変えて経済的責任を免れようとすることが多発する。「異法人」論は法の世界の話である。政治的免責、法的免責をもって、企業が過去（戦争）責任を免れる必要十分条件であるとは到底言えない。他方で、例えば三菱重工は100年以上の歴史を誇っている記述が社史にある。「異法人」として済ますことは出来ない。道義的責任も重要だが、企業にとって経済的責任は、その生命線、存在証明である。

日本経団連においても、そのCSRおよび過去責任問題関連の担当者さえも裁判の原告（被害者）の関係者の人たちとの面会を拒否している状況である。また、三菱マテリアルと三井鉱山は「国策として遂行された本件について、国が和解協議を拒否している以上、企業としては和解協議を行うことは困難である」とも回答している。経済組織としての企業の社会的無責任である。それは大学という教育・研究組織の過去（戦争）無責任という問題とも通底している。

過去の経済的責任に眼を閉ざす企業にCSRを語る資格はないし未来もない。また、過去の教育・研究的責任に眼を閉ざす大学にUSRを語る資格はないし未来もない。

## V. 企業の独自的・自律的責任—「第三責任」論一

法的責任を「第一責任」、道義的責任を「第二責任」とすると、それぞれの組織体が独自的・自律的に担わなければならない責任を「第三責任」とする。企業が、法的責任を免れ、道義的責任をとらないとしても、経済的責任は残る。大学が、法的責任を免れ、道義的責任をとらないとしても、教育・研究的責任は残る。この「第三責任」が組織体の実質的責任の中身である。

企業が、過去（戦争）責任の法的責任はないとし、残るは道義的責任であるとする理解は誤っている。企業の「第三責任」である経済的責任（企業の過去責任としては、賃金不払い、強制労働収容所での暴力、労働奴隸、劣悪な職場環境などの経済的責任）が残る。この経済的責任の実質から法的責任の形式があらためて問われるべきである。

企業の社会的責任の実質において、経済的責任は企業にとっての第一責任と言うべきであろう。

付記；本稿は重本直利「CSR論と企業の過去（戦争）責任問題—法的責任は免れても『企業の経済的責任』（CER）は残る—」（『社会経営学研究』第8号、2009年所収）に加筆した。

## 強制連行企業のCSR

重本直利(龍谷大学)

はじめに—「CSR」という視点からの接近の意味—

「企業の社会的責任」論は、かつて（1974年）日本経営学会が第48回大会で「企業の社会的責任と株式会社企業の再検討」を統一論題として開催されたことがある。しかし、この大会でも、またその後の大会でも企業の過去責任問題は全く取り上げられていない。ただ、この大会の報告者の一人である土屋守章氏（当時・東京大学）は次のように述べている。

「企業の社会的責任とは、企業が職務責任のみでなく、それに関わる人々の人間的責任をも、同時に問われているということに他ならないのである」（日本経営学会編『企業の社会的責任』千倉書房、1975年、64ページ）。

私は、この説明（特に「同時に」）を、企業の社会的責任（CSR）とは、企業に関わる人々の人間的責任（道義的責任）であるとともに職務責任（経済的責任）であると捉えたい。すなわち、企業の社会的責任というひとつの事柄の二つの側面（二重性）として捉えたい。法的責任を加えると企業の社会的責任の三重性において捉えたい。本日の報告タイトル「強制連行企業のCSR」は、西松建設の道義的責任への問い合わせ同時に同社の経済的責任と法的責任への問い合わせとして議論を行いたい。

中国人強制連行の西松建設事件に対して最高裁判所が「裁判外での請求権は依然として残っている」（2007年4月27日）との判断を示したが、この請求権は、強制連行労働を行った西松建設の道義的責任とともに同社が過去の経済的責任を果していないことに根拠づけられる。つまり、この請求権は企業側の経済的責任に対する被害者側の経済的権利と解することができる。また、この経済的権利は法的権利として保障されるべきではないか。

### 1) 企業の社会的責任 (corporate social responsibility=CSR) の所在

企業（経済組織体）の社会的責任には、主に経済的責任、法的責任、道義的責任の三つの側面で構成されている。この三つの責任は別々に存在しているのではなく、相互に重なりつつ存在している。この内、経済組織体としての企業が担うべき主たる社会的責任は経済的責任（経済組織体の経済的行為それ自体によってもたらされた事態に対する責任）である。本件における社会的責任は、経済組織体としての西松建設が自らの経済的行為それ自体によってもたらした賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境などに対する責任をその内容とする。

経済的責任は、経済的行為の担い手たる経済組織体それ自体によってもたらされた行為に対する責任であるが故に、企業自らが果たすべき自律的・独創的責任である。本件の場合の企業の経済的責任は、西松建設の経済的行為が具体的にもたらした上記の被害に対する原告・被害者への責任である。また、企業は、本来、継続事業体（going concern）である以上、この経済組織体としての経済的責任は時効によって免れることはできない。

以下、企業の主たる社会的責任である経済的責任とは何か、継続事業体としての企業とは何かについて述べ、企業が過去の強制連行労働の責任を果すべきであるとの意見を述べる。

### 2) 企業の主たる社会的責任としての経済的責任 (corporate economics responsibility=CER)

企業の主たる社会的責任としての経済的責任を、企業自らが積極的に果たすことによってはじめて企業は経済組織体として社会において承認されることになる。例えば、学校という教育組織体であれば、それは教育的責任を学校の主たる社会的責任として負っている。社会の各分野（企業、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化など）の各組織体が担うべき経済的責任あるいは教育的責任といった主たる責任は、法的責任とともに果たさなければならないという性格の責任である。また、それは社会の各分野の各組織体自らが社会に対しても個人に対しても積極的に担わなければならない責任である。そうでなければ企業あるいは学校という組織体は社会における存在理由を消滅することになる。すなわち、経済的責任を果たさない企業に社会における存在理由はなく、教育的責任を果たさない学校に社会における存在理由はない。

法的責任および道義的責任は、社会を構成する各分野（企業、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化など）のそれぞれの組織体が果たすべき責任である。この法的責任と道義的責任は、企業であれば、あくまでも自律し独立した経済組織体としての社会に対する経済的責任を基礎にして、個々の企業が果たさなければならない責任である。また、各分野の個々の組織体がこれらの独自的責任を積極的に果たしてこそ社会が機能しまた発展することが可能となる。逆に言えば、企業が経済的責任を果たさず、また学校が教育的責任を果たさないとすれば、社会は機能せず、将来の発展を期待することもできない。さらには社会の存在そのものを危うくすることにつながる。

社会に対する企業の経済的責任（C E R）とは、雇用、良質・安全な商品・サービスの提供、適正な賃金の支払い、正しい納税、職場環境（労働時間を含む）などの改善という責任である。企業の法的責任と道義的責任は、この経済的責任の基礎の上に成立している。経済的責任こそが企業の社会に対して果たすべき実質的責任の中身である。企業の主たる社会的責任は経済的責任である。

また、企業の過去責任としての法的責任と道義的責任は企業の経済的責任と離れてあるのではない。企業は自らの経済的責任を積極的に果さなければならない。西松建設の過去責任としては、自らの経済的行為による賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境などの被害に対する経済的責任である。この経済的責任の実質から法的責任があらためて問われるべきである。企業の社会的責任の実質から考えれば、この経済的責任は企業にとっての第一義的な責任である。何故なら企業の外に社会があるのではないからである。つまり、企業と社会という二分法の図式ではなく、あくまでも社会の一部として企業がある。社会は、企業、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化などの各分野および各組織体によって構成されている。企業は、自らも構成員である社会に対する責任を果たさなくてはならない。最近のCSRで言われ、日本経済団体連合会の企業行動憲章でも主張されている「企業市民」（corporate citizen）という言葉はこのことを意味する。

以上をまとめると、現在のCSRにおいて最も重要な中身は、社会に対して自らが担うべき責任の明確化であり、またその担うべき責任は当の組織体が自律的・独自的に担うべきものであるということである。各組織体の社会的責任において重要なことは、いかなる組織体も共通して法的責任と道義的責任があるとともに、それぞれの分野の組織体が自律的・独自的に担わなければならない責任の中身を明確にし、それらを果たすことである。

戦争当時の強制連行労働に政府の関与があったことは当然のことだが、この強制連行による労働が企業の管理下にあったこともまた事実である。従って企業の経済的責任は免れない。強制連行下の奴隸的労働などの実態は、ドイツにおいても同様であったが、これに対し、ドイツは、すでに個人賠償を含め企業も積極的に賠償に関する基金の設立

に参加し、その経済的責任を果たしている。これに対し、日本においては国も企業も過去責任を認めようとはしていない。政治的に決着済みであり、法的責任は時効となっているということをもって責任を免れようとしている。しかし、経済組織体としての企業の経済的責任（「裁判外での請求権は依然として残っている」）の決着はついていない。この経済的責任を果たして、はじめて政治的に解決し法的責任が果たせるのである。

### 3) 企業は継続事業体 (going concern) である

企業は継続事業体 (going concern) である。企業側が「異法人」、「60年以上の前のことである」、「時効」などと書いて責任を回避している。しかし、経済組織体としては断絶せず継続している。法的人格である法人名が変わっていても、企業が事業体として經濟的に継承している以上、経済的責任は引き受けなければならない。そうでなければ法律上の形式を変えて經濟上の實質的責任を免れようとすることが多発する。法的責任は、企業の過去の經濟的行為がもたらした事態に対する經濟的責任にも言及すべきである。 例えば、企業の法的人格が変わっても 100 年以上の歴史を誇っているといった記述が日本の企業の社史等に多くあるが、それは企業が継続事業体であることを意味している。

「異法人」という法的形式だけで責任をのがれることは出来ない。また、企業にとっては經濟的責任をまず果たすことが何よりも重要であり、それは社会における企業の存在理由と関わっている。過去（戦争）責任の裁判において、「国策として遂行された本件について、国が和解協議を拒否している以上、企業としては和解協議を行うことは困難である」と回答している企業（三菱マテリアルと三井鉱山）があるが、経済組織体としての企業の自律的・独創的存在を自ら否定している主張である。この主張は經濟的責任を自覚していない企業の社会的無責任である。

では、企業が継続事業体 (going concern) であるとはどういうことか。各組織体は社会制度の一部を構成しており、企業はその一分野としてのみならず近現代においては社会の中心的存在として位置づけられている。企業および産業は、それ自体が継続事業体である。事業を継続させること自体が企業の經濟的責任であり、それは企業の社会的責任の重要な中身の一つである。 つまり企業には継続するという社会的使命・責任がある。さらには事業の継続を前提したものが企業あるいは經濟組織体そのものの社会的存在の意味である。

\*過去の日本製鐵も現在の新日本製鐵も継続事業体として捉えることができる。日本製鐵、1950 年に分割した八幡製鐵と富士製鐵、そして再合併した新日本製鐵も、これまで事業を継続させることによって企業の主たる社会的責任としての經濟的責任を果たしてきたと言える。

これらの継続事業体としての企業と、その他の社会的諸分野との制度的諸関係性として、現代の産業社会、經濟社会全体が形成されている。この制度的諸関係性において各分野の利害関係者との調整を意識的にはかることが経営者、管理者の役割である。 この利害関係の中の一つに、企業の過去の經濟的責任問題がある。企業は、利害関係者との調整を果たすことによって、その継続・存続が可能となる。企業は經濟的継続事業体としての社会制度的な存在である。

企業は、過去・現在・未来を通じて、単に株主のための利益を追求する存在から、社会の利益に奉仕する社会内の經濟組織体的存在へと変化・発展してきた。この中で、とりわけ労働者の生活福祉が重要であり、これにより企業の安定的で継続的な発展が可能となる。現代の産業的企業 (industrial enterprise) は、政治制度、法制度の枠組みの変化とともにあるが、むしろそれらの制度を基礎づける決定的・代表的・自律的な組織体として存在している。それは現代産業社会あるいは經濟社会の中心的な構成要素としての經濟組織体である。企業は、社会の政治制度、法制度に対しても一定の自律性・独

自性を伴った経済組織体である。企業は経済制度であるとともに社会制度であるが、何よりも経済制度的な存在としての自律性と独自性を有している。そうであるが故に、企業が経済組織体として、自らをめぐる利害関係の調整を自律的・独立的に担わなければならない経済的責任を社会に対して有している。

会計理論上からも、継続事業体 (going concern) としての企業は、企業の清算や破産による解散という事実があつても、経営上とりわけ会計上では企業の実体は無限に継続する前提の下で考えられている。経済的実質を可能なかぎり社会的・歴史的に継続させることは、社会全体にとっての利益ということである。

さらに継続事業体は、企業の目的に貢献する協働的行為およびその諸関係性の継続がその実質である。これが確保されるから事業が継続しうるのである。労働者の協働的意思 (good will) が必要となる。企業が継続企業体であるには、この協働的意思が基礎となり、その他に金融上、株主、取引先との協働的意思も当然に必要となる。企業の継続はこうした経済的行為の実質的な関係性の形成によって行われる。

\* 日本製鐵が1950年に分割された八幡製鐵と富士製鐵も当然こうした good will を継承している。

この継続事業体としての企業の価値は、企業の「有形固定資産」と good will などの「無形固定資産」(going concern value) によって構成されている。企業は、この実質的資産および価値が、清算、破産においても継続される経済組織体である。法的人格は、この継続事業体のもつ有形・無形の実質的価値を継承するための形式的な対応である。日本製鐵は八幡製鐵と富士製鐵に法的に分割され、たとえ別法人になろうとも、企業としては継続事業体としてその「有形固定資産（価値）」と「無形固定資産（価値）」を継承している。そうでなければ、製鐵事業における有形と無形の固定資産の有機的連携に基づく事業は営めないことになるからである。

この経済的価値の実質は、企業の過去、現在、そして未来へと連なっており、これと同時に経済的責任も過去、現在、そして未来へと連なっていると解すべきである。

#### 4) 結論；継続事業体としての企業は主たる社会的責任としての経済的責任を果たさなければならない。

以上の説明から、企業の社会的責任 (CSR) の主たる中身は経済的責任 (CER) である。それは、企業の経済的行為がもたらした賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境による原告・被害者に対する責任である。この責任は、企業という経済組織体が自律的・独創的に担わなければならない責任である。また、企業は継続事業体としての過去、現在、未来にわたって経済的な実質を備えている。それは法形式上における法的人格（法人）が変わり「異法人」となっても、継続事業体としての経済的実質は存在している。

結論として、継続事業体としての企業は経済的責任を果たさなければならぬ。企業の主たる社会的責任としての事業継続という経済的責任と同様に継続事業体としての企業は、企業の主たる社会的責任としての原告・被害者への謝罪と補償という経済的責任も果たさなければならぬ。このことによって経済組織体としての企業は社会から承認されることになる。

最後に、西松建設事件の日本の最高裁判所の判示の事例も含め、一連の裁判における「勧告」あるいは「和解」は、継続事業体としての企業の経済的責任に基づくものと解することができる。また、前述のドイツ企業の賠償基金設立への取り組みも企業の経済的責任に基づくものと解することができる。被告・加害企業は、この点からも原告・被害者への謝罪と補償という社会に対する経済的責任を果たさなければならぬと言える。

## 意見書

2009年4月24日  
龍谷大学経営学部教授 重本直利

### 1) はじめに；企業の社会的責任（corporate social responsibility=CSR）の所在

企業の社会的責任は、主に経済的責任、法的責任、道義的責任の三つの側面で構成されている。この三つの責任は別々に存在しているのではなく、相互に重なりつつ存在している。この内、経済組織体としての企業が担うべき主たる社会的責任は経済的責任である。経済的責任とは、経済組織体の経済的行為それ自体によつてもたらされた事態に対する責任である。本件の日本製鐵における社会的責任は、経済組織体としての日本製鐵が自らの経済的行為（製鉄事業に伴う一連の行為）それ自体によつてもたらされた賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境などに対する責任をその内容とする。

これらの日本製鐵の賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境は、本件関連の一連の裁判においても認められている歴史的事実である。また、企業のこれらの経済的責任が、原告・被害者に対して謝罪と補償として具体的に措置されていないのも事実である。

日本製鐵は、1950年に八幡製鉄と富士製鉄に分割され、それ以降、「日本製鐵」という法的人格としては存在していない。もし、日本製鐵が今日においても同じ法的人格（法律上の権利義務の主体）を伴つて事業体としても具体的に存在していたとするならば当然のごとく謝罪と補償がなされることになる。今日、「日本製鐵」という法的人格は存在していないが、日本製鐵の過去の経済的責任は誰が果たさなければならぬのか。

経済的責任は、経済的行為の担い手たる経済組織体それ自体によつてもたらされた行為に対する責任であるが故に、企業自らが果たすべき自律的・独創的責任である。本件の場合の企業の経済的責任は、日本製鐵の経済的行為が具体的にもたらした上記の被害に対する原告・被害者への責任である。また、企業は、本来、継続事業体（going concern）である以上、この経済組織体としての経済的責任は時効によつて免れることはできない。

以下、企業の主たる社会的責任である経済的責任とは何か、継続事業体としての企業とは何かについて述べ、企業が過去の強制連行労働の責任を果すべきであるとの意見を述べる。

### 2) 企業の主たる社会的責任としての経済的責任（corporate economics responsibility=CER）

企業の主たる社会的責任としての経済的責任を、企業自らが積極的に果たすことによってはじめて企業は経済組織体として社会から承認されることになる。例えば、学校という教育組織体であれば、それは教育的責任を学校の主たる社会的責任として負っている。社会の各分野（企業、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化など）の各組織体が担うべき経済的責任あるいは教育的責任といった主たる責任は、法的責任とともに果たさなければならないという性格の責任である。また、そ

これは社会の各分野の各組織体自らが社会に対しても個人に対しても積極的に担わなければならない責任である。そうでなければ企業あるいは学校という組織体は社会における存在理由を消滅することになる。すなわち、経済的責任を果たさない企業に社会における存在理由はなく、教育的責任を果たさない学校に社会における存在理由はない。

法的責任および道義的責任は、社会を構成する各分野（企業、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化など）のそれぞれの組織体が果たすべき責任である。この法的責任と道義的責任は、企業であれば、あくまでも自律し独立した経済組織体としての社会に対する経済的責任を基礎にして、個々の企業が果たさなければならない責任である。また、各分野の個々の組織体が自らに課された自律的・独創的责任を積極的に果たしてこそ社会が機能しまた発展することが可能となる。逆に言えば、企業が経済的責任を果たさず、また学校が教育的責任を果たさないとすれば、社会は機能せず、将来の発展を期待することもできない。さらには社会の存在そのものを危うくすることにつながる。

社会に対する企業の経済的責任（C E R）とは、雇用、良質・安全な商品・サービスの提供、適正な賃金の支払い、正しい納税、職場環境（労働時間を含む）などの改善という内容での責任である。企業の法的責任と道義的責任は、この経済的責任の基礎の上に成立している。経済的責任こそが企業の社会に対して果たすべき実質的責任の中身である。企業の主たる社会的責任は経済的責任である。

また他方、企業の過去責任としての法的責任と道義的責任は企業の経済的責任と離れてあるのではない。ここからも企業は過去における自らの経済的責任を積極的に果さなければならない。日本製鐵の過去責任としては、自らの経済的行為による賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境などの被害に対する経済的責任である。この経済的責任の実質から法的責任があらためて問われるべきである。企業の社会的責任の実質から考えれば、この経済的責任は企業にとっての第一義的な責任である。何故なら企業の外に社会があるのではないからである。つまり、企業と社会という二分法の図式ではなく、あくまでも社会の一部として企業がある。社会は、企業、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化などの各分野および各組織体によって構成されている。企業は、自らも構成員である社会に対する責任を果たさなくてはならない。最近のC S Rで言われ、日本経済団体連合会の企業行動憲章でも主張されている「企業市民」（corporate citizen）という言葉はこのことを意味する。

以上をまとめると、現在のC S Rにおいて最も重要な中身は、社会に対して自らが担うべき責任の明確化であり、またその担うべき責任は当の組織体が自律的・独創的に担うべきものであるということである。各組織体の社会的責任において重要なことは、いかなる組織体も共通して法的責任と道義的責任があるとともに、それぞれの分野の組織体が自律的・独創的に担わなければならない責任の中身を明確にし、それら（法的責任と道義的責任）を果たすことである。

戦争当時の強制連行労働に政府の関与があったことは歴史的事実であるが、同時にこの強制連行による労働が企業の管理下にあったこともまた歴史的事実である。従って、企業は、自らの自律的・独創的責任である経済的責任を免れえない。強制連行下の奴隸的労働などの実態は、ドイツにおいても同様であったが、これに対し、

ドイツは、すでに個人賠償を含め企業も積極的に賠償に関する基金の設立に参加し、その経済的責任を果たしている。これに対し、日本においては国も企業も過去責任を認めようとはしていない。政治的に決着済みであり、法的責任は時効となっているということをもって責任を免れようとしている。しかし、経済組織体としての企業の経済的責任の決着はついていない。この経済的責任を果たしてこそ、はじめて政治的に解決し、法的責任が果たしえるのである。

この具体的な事例としては中国人強制連行の被告としての西松建設に関する事件があげられる。この事件に対して日本の最高裁判所は 2007 年 4 月 27 日に「裁判外での請求権は依然として残っている」との判断を示した。この請求権は、強制連行労働を行った西松建設が過去の経済的責任を果していないことに根拠づけられる。この請求権は企業側の経済的責任に対する被害者側の経済的権利と解することができる。この経済的権利は法的権利として保障されるべきものである。

### 3) 企業は継続事業体 (going concern) である

企業は継続事業体 (going concern) である。本件裁判においては、企業側が「異法人である」、「60 年以上の前のことである」、「時効」などと言って責任を回避している。しかし、経済組織体としては断絶せず継続している。法的人格である「日本製鐵」という法人名が変わっていても、企業が事業体として経済的に継承している以上、経済的責任は引き受けなければならない。そうでなければ法律上の形式を変えて経済上の実質的責任を免れようとすることが多発する。法的責任は、企業の過去の経済的行為がもたらした事態に対する経済的責任にも言及すべきである。例えば、企業の法的人格が変わっても 100 年以上の歴史を誇っているといった記述が日本の企業の社史等に多くあるが、それは企業が継続事業体であることを意味している。「異法人」という法的形式だけで責任をのがれることは出来ない。また、企業にとっては経済的責任をまず果たすことが何よりも重要であり、それは社会における企業の存在理由と関わっている。過去（戦争）責任の裁判において、「国策として遂行された本件について、国が和解協議を拒否している以上、企業としては和解協議を行うことは困難である」と回答している企業（三菱マテリアルと三井鉱山）があるが、経済組織体としての企業の自律的・独創的存在を自ら否定している主張である。この主張は経済的責任を自覚していない企業の社会的無責任である。

では、企業が継続事業体 (going concern) であるとはどういうことか。各組織体は社会制度の一部を構成しており、企業はその一分野としてのみならず近現代においては社会の中心的存在として位置づけられている。企業および産業は、それ自体が継続事業体である。事業を継続させること自体が企業の経済的責任であり、それは企業の社会的責任の重要な中身の一つである。つまり企業には継続するという社会的使命・責任がある。さらには事業の継続を前提したものが企業あるいは経済組織体そのものの社会的存在の意味である。過去の日本製鐵も現在の新日本製鐵も「製鐵事業」の継続事業体として捉えることができる。日本製鐵、1950 年に分割された八幡製鐵と富士製鐵、そして再合併した新日本製鐵も、これまで「製鐵事業」を継続させることによって企業の主たる社会的責任としての経済的責任を果たしてきたと言える。

また、これらの継続事業体としての企業と、その他の社会的諸分野との制度的諸

関係性として、現代の産業社会、経済社会全体が形成されている。この制度的諸関係性において各分野の利害関係者との調整を意識的にはかることが経営者、管理者の役割である。この利害関係の中の一つに、企業の過去の経済的責任問題がある。企業は、利害関係者との調整を果たすことによって、その継続・存続が可能となる。企業は経済的継続事業体としての社会制度的な存在である。社会の一部として応分の役割と責任（＝経済的責任）を果たさなければならない。

企業は、過去・現在・未来を通じて、単に株主のための利益を追求する存在から、社会の利益に奉仕する社会内の経済組織体的存在へと変化・発展してきた。この中で、とりわけ労働者の生活福祉が重要であり、これにより企業の安定的で継続的な発展が可能となる。現代の産業的企業（industrial enterprise）は、政治制度、法制度の枠組みの変化とともにあるが、むしろそれらの制度を基礎づける決定的・代表的・自律的な組織体として存在している。それは現代産業社会あるいは経済社会の中心的な構成要素としての経済組織体である。企業は、社会の政治制度、法制度に対しても一定の自律性・独自性を伴った経済組織体である。企業は経済制度であるとともに社会制度であるが、何よりも経済制度的な存在としての自律性と独自性を有している。そうであるが故に、企業が経済組織体として、自らをめぐる利害関係の調整を自律的・独立的に担わなければならない経済的責任を社会に対して有している。

また、会計理論上からも、継続事業体（going concern）としての企業は、企業の清算や破産による解散という事実があっても、経営上とりわけ会計上では企業の実体は無限に継続する前提の下で考えられている。経済的実質を可能な限り社会的・歴史的に継続させることは、社会全体にとっての利益ということである。日本製鐵と1950年に分割された八幡製鐵と富士製鐵における「旧勘定」と「新勘定」も、こうした継続事業体の会計上での表現である。「旧」と「新」は事業の断絶を意味するのではなく継続事業体であることを意味していると解すべきである。また、この「勘定」の中身は、強制連行労働者を含む利害関係者との調整を積極的に果たすことが求められる。

さらに継続事業体は、企業の目的に貢献する協働的行為およびそれらの諸関係性の継続がその実質である。これが確保されるから事業が継続しうるのである。労働者の協働的意思（good will）が必要となる。企業が継続企業体であるには、この協働的意思が基礎となり、その他に金融上、株主、取引先との協働的意思も当然に必要となる。企業の継続はこうした経済的行為の実質的な関係性の形成によって行われる。1950年に日本製鐵を分割してつくられた八幡製鐵と富士製鐵も当然こうしたgood willを継承している。この継続事業体としての企業の価値は、企業の「有形固定資産」とgood willなどの「無形固定資産」（going concern value）によって構成されている。企業は、この実質的資産および価値が、清算、破産においても継続される経済組織体である。法的人格は、この継続事業体のもつ有形・無形の実質的価値を継承するための法的対応である。日本製鐵は八幡製鐵と富士製鐵に法的に分割され、たとえ別法人になろうとも、企業としては継続事業体としてその「有形固定資産（価値）」と「無形固定資産（価値）」を継承している。そうでなければ、製鐵事業における有形と無形の固定資産の有機的連携に基づく事業は営めないとになるからである。

今日、この経済的価値の実質は 1970 年の再合併によって新日本製鉄が継承している。この経済的価値の実質は、企業の過去、現在、そして未来へと連なっており、これと同時に経済的責任も過去、現在、そして未来へと連なっていると解すべきである。

#### 4) 結論；継続事業体としての企業は主たる社会的責任としての経済的責任を果たさなければならぬ。

以上の説明から、企業の社会的責任（CSR）の主たる中身は経済的責任（CER）である。それは本件の場合は、日本製鐵の「製鉄事業」に伴う経済的行為がもたらした賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境による原告・被害者に対する責任である。この責任は、企業という経済組織体が自律的・独自的に担わなければならない責任である。また、企業は継続事業体としての過去、現在、未来にわたって経済的な実質を備えている。それは法形式上における法的人格（法律上の権利義務の主体）が変わり「異法人」となっても、継続事業体としての経済的実質は存在している。

結論として、継続事業体としての企業は経済的責任を果たさなければならない。過去の日本製鐵の「製鉄事業」に伴う経済的行為がもたらした賃金不払い、強制労働収容所での暴力、奴隸的労働、劣悪な職場環境に対する原告・被害者への謝罪と補償は継続事業体としての当該企業である新日本製鉄が担うべきである。

「製鉄事業」の 1950 年の分割においても 1970 年の再合併においても、「製鉄事業」を継続させることによって、日本製鐵、八幡製鐵および富士製鐵、そして再合併の新日本製鐵は、企業の主たる社会的責任としての事業継続という経済的責任をこれらの企業は果たしてきたのである。他方、これと同様に継続事業体としてのこれらの企業は、企業の主たる社会的責任としての原告・被害者への謝罪と補償という経済的責任も果たさなければならない。このことによって経済組織体としての企業は社会から承認されることになる。

最後に、前述の西松建設事件の日本の最高裁判所の判示の事例も含め、一連の裁判における「勧告」あるいは「和解」は、継続事業体としての企業の経済的責任に基づくものと解することができる。また、前述のドイツ企業の賠償基金設立への取り組みも企業の経済的責任に基づくものと解することができる。被告・新日本製鉄は、この点からも原告・被害者への謝罪と補償という社会に対する経済的責任を果たさなければならない。また、この経済的責任は法的責任としても果たされなければならない。

社研プロジェクト（重本グループ）一般公開



シンポジウム

<テーマ>

「CSR(企業の社会的責任)の観点から問う強制連行問題」

本年度第1回目の共同研究会を下記の内容で開催いたします。ご参加下さい。

記

日時：2009年7月11日（土）13：30から17：00まで

場所：龍谷大学深草学舎・紫英館2階大会議室

共催：強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

協力：「韓国併合」100年市民ネットワーク、市民科学研究所

プログラム：

1) 「日本の戦後補償裁判の現状と企業責任について」

奥村秀二氏（日本製鉄元徴用工裁判弁護団・弁護士）

2) 「韓国における被害者補償の現状と今後の課題」

張完翼氏（太平洋戦争犠牲者補償推進協議会・弁護士）

3) 「企業が果たすべき経済的責任と戦後補償責任について」

重本直利（龍谷大学経営学部）

コーディネーター 強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

<問い合わせ先>

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学 社会科学研究所

TEL：075-645-7875 FAX：075-643-8510

重本研究室（eメール）：sigemoto@biz.ryukoku.ac.jp